

令和元年度 淀川右岸流域下水道
高槻水みらいセンター 北污水ポンプ棟污水ポンプ設備補修工事

随 意 契 約 理 由 書

本工事は、淀川右岸流域下水道高槻水みらいセンター北污水ポンプ棟の污水ポンプ設備補修工事を行うものです。

本設備は、株式会社日立製作所が製作したものであり、当該機器はいわゆる汎用機器ではなく、製作会社固有の技術に基づいて設計・製作されたものであります。従って、本工事を履行する為には、同社が保有する独自の技術や、同社のみが有し他社では知り得ない技術（社外秘である設計製作基準や設計製作図等）が必要である為、他社では履行できないものであります。

また、株式会社日立製作所が平成 31 年 4 月 1 日付で新たに設立した株式会社日立インダストリアルプロダクツと吸収分割契約を締結し、株式会社日立製作所の資産、知的財産権等の権利義務を承継しましたが、株式会社日立インダストリアルプロダクツは日立製作所が大阪府都市整備部に納入した機器（ポンプ・送風機）の修理、取替、点検等の維持管理及び設備改修に関する工事と業務及び物品購入を、関西日立株式会社に移管しております。

以上のことから、本工事を履行できるのは関西日立株式会社以外になく、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号の規定により、随意契約を締結するものです。

比較見積省略理由

本業務については、特定の者でなければ履行できない為、大阪府財務規則運用第 6 2 条関係第 2 項第 1 号により比較見積を省略するものです。